

# 万葉集 395 番歌の「託馬野」の所在地について

竹生 政資\*

## On the Location of “Takumano” in the 395th Poem in Manyo-shu

Masasuke TAKEFU

### 要 旨

万葉集 395 番歌は「託馬野に 生ふる紫草 衣に染め いまだ着ずして 色に出でにけり」という歌である。この歌の解釈には特に問題はないが、初句の「託馬野」という地名の訓み方とその所在地については議論が分かれ、これまで主に次の二つの説が行われてきた。一つは「つくまの」と訓み、現在の滋賀県坂田郡米原町筑摩あたりの地に当てる説である。もう一つは、「たくまの」と訓み、肥後国託麻郡（現在の熊本県熊本市東部から上益城郡の一部）の地に当てる説である。最近の万葉集注釈書を見ると「つくまの」説を採る傾向が見られるが、本論文では新たな根拠を三つ提示することにより、「たくまの」説が正しいことを論証する。

#### 1. はじめに

万葉集 395 番歌は、笠女郎が大伴家持に贈った三首のうちの一つで、万葉集巻三の「譬喩歌」として収録されている。本論文の目的は、この歌の初句に登場する地名「託馬野」の訓み方と所在地を確定することである。まず歌の内容（訓読文と原文）を新日本古典文学大系本に従って掲載することから始めよう[1]。

03/0395 つくまの 生ふる紫草 衣に染め いまだ着ずして 色に出でにけり  
【原文】 託馬野 生流紫 衣染 未服而 色尔出来

次に、先行研究の概要を知るために、代表的な万葉集注釈書に掲載されている訓読文、現代語訳、注釈を出版年の新しいものから順に掲載する。記載形式をそろえるため内容に影響を与えない範囲内で順序や記号表記などを一部変更し、漢字の旧字体は新字体で置き換えた。

#### ① 新日本古典文学大系 [1]

【訓読文】 託馬野に 生ふる紫草 衣に染め いまだ着ずして 色に出でにけり

【現代語訳】 託馬野に生えている紫草、衣に染めて、まだ着ないうちに、色に出て人に知られてしま

---

\*佐賀大学 医学部 地域医療科学教育研究センター (takefu@cc.saga-u.ac.jp)  
公開鍵指紋：11C0 DBB6 369C DB72 DD3A B122 EF6B 5B5E B99A C2E7

った。

【注釈】万葉集に大伴家持の名が見える最初の箇所である。笠女郎の歌は、すべて家持に贈った歌である。この三首の他、巻四に二十四首（五八七—六一〇）、巻八に二首（一四五—一六一）が伝わる。初句「託馬野」は、名義抄に「託ツク」とあり、ツクマノと訓む（古典文学大系）。紫草の産地であると思われるが、何処の地であるか不明。ツクマノは、近江国坂田郡米原の「筑摩」かともいう。

## ② 新編日本古典文学全集<sup>[2]</sup>

【訓読文】託馬野に 生ふる紫草 衣に染め いまだ着ずして 色に出でにけり

【現代語訳】託馬野に 生えた紫草を 服に染めつけ まだ着もしないで 色に現れました

【注釈】紫草——二〇（紫草野）。紫色は高貴な色であり、名族大伴の若い当主を擬するのに引いた。

○衣に染め——衣にしみ込ませ。○色に出でにけり——この色ニ出ヅはおのずから表情や態度に現れること。

※貴公子家持を思いそめてから、手も触れないのに顔色に現れてしまったという比喩。

## ③ 講談社文庫（中西進）<sup>[3]</sup>

【訓読文】託馬野に 生ふる紫草 衣に染め いまだ着ずして 色に出でにけり

【現代語訳】託馬野に生えるという紫草で衣を染めるように、まだ着ないうちから、早くも人目についてしまいましたよ。

【注釈】託馬野——ツクともタクともよめて未定。前者滋賀県坂田郡米原町筑摩、後熊本市長嶺町付近。○染め——紫の染色法は渡来人の持ってきたもので（五六九）、かつ高貴な色とされた。○色に出でにけり——→三〇一。

## ④ 万葉集註釈（澤瀉久孝）<sup>[4]</sup>

【訓読文】託馬野に 生ふる紫草 衣に染め いまだ着ずして 色に出でにけり

【現代語訳】託馬野に生えてゐる紫草を着物に染めてまだ着ないでゐて、人目にたつてしまつたよ。

【注釈】託馬野に生ふる紫草——託馬野は従来ツクマノと訓まれてをり、近江坂田郡朝妻（今、米原町の湖岸、朝妻筑摩）だと云はれてゐるが、講義に託をツクと訓む事は訓読と認めるより外なく、しかもその例は集中のみならず他の古典にも例が見えず、地名として託を用ゐたもの和本抄に肥後の郡名の託麻に多久萬とあり、駿河有度郡の託美に太久美（高山寺本）とあり、阿波勝浦郡の託羅に多加良とあり、その他「託」の文字を用ゐた地名をあげてタカ、タクと訓める事に注意し、今の託馬もタカマかタクマであるべき事を述べ、一方紫草の産地として民部式（下）の交易難物に見える国名と数量とをあげ、相模、武蔵、常陸、信濃、大宰府などがあつて、近江は無いから、その点でも近江の筑摩説は疑はし、となし、讃岐三野郡にも託間があるが恐らく肥後の託摩郡では無からうか。「この託摩郡には今も託摩ヶ原と名づくる大平原ありて、稲作の沃野となりてあるが、或はこれらの地をいふならむか。」とある。その託摩郡は飽田郡と合して今飽託郡となつてをり、昔の託麻は今の熊本市の東南部からその郊外にわたる地である。託馬をタクマと訓み改める事はこの説によつて動かし難いであらう。たゞその地がいつれであるかはなほ考慮の余地があると思ふ。和本抄に載せるところでも讃岐三野郡に託間、伊予濃満郡に宅万<sup>多久萬</sup>（高）、薩摩高城郡に託万がある。遠方であつても紫草の産地として知られて居ればさしつかへないが、民部式の「年料別貢雑物」の中に大宰府の紫草は「日向八百斤、大隅一千八百斤」とあつて、薩摩も肥後も見えない。紫草の事は前（一・二〇）に述べた。

衣に染め——「染」を旧訓ソメとしたのを槻乃落葉にシメと改めた。古事記(上)に「<sup>ソメ</sup>曾米紀賀<sup>シメ</sup>流迹<sup>シメ</sup>斯米許呂母遠」<sup>シメ</sup>とあつてソメともシメとも云はれてゐたやうであり、殊に「染」をシミ、シメの借訓に用ゐた例があつて、シメと訓み得る事は前(三四三)に述べたところであるが、集中にも「伊呂夫可久世奈我許呂母波 曾米麻之乎」(廿・四四二四)とあつて、唯一例ながらソメの仮名書例があり、それが「色深く背なが衣は」とあつて、心にしみる、身にしみるなどの「沁みる」でなしに、着色する「染める」の意である事を思ひ、「紅之 深染之衣」(七・一三一三)、「浅緑 染懸有跡」(十・一八四七)の如きは、古来いづれもソメと訓んで異説のないところを見ると、今の如く紫草で着物を染めるといふやうな場合は、むしろ旧訓に従つておいてよいやうに思はれるのである。(四・五六九) 参照。

色に出でにけり——「色に出づ」についても前(三〇一)に述べた。自身の思ひが外に出てしまつたといふ意味に用ゐられる慣用句である。そこで上四句までは譬喩で、この句で作者の思ひが直叙された形になり、全体が譬喩の形になつてゐる前の数首とは違つた感を与へるのであるが、紫草で染めた着物が、着ないうちから紫の色にあらはれて人目に立つた、といふので、やはり一首全体として、家持に思ひ入つた心が、まだ契りもしないうちに、外に現はれて人に知られるやうになつたといふ譬喩になつてゐると見る事が出来る。

【考】紫の色が尊ばれ、従つてその染料の紫草が重んぜられたこと前(一・二〇)に述べたが、その紫草を家持にたとへたので、美男と聞えた貴公子を思はせるにふさはしい譬喩である。安藤為章の年山紀聞(三)に「家持は美男」の項あり、更に尾崎雅嘉の百人一首一夕話に引用、風流の美男たりし証としてこの歌をあげてゐる。

この歌、古今六帖(五「むらさき」)、夫木抄(廿八「紫」)、新拾遺集(十一)に載せられてゐる。初句夫木抄には「つくはのに」、他は「つくま野に」とあり、六帖には三四句「きぬにすりいまだ着なくに」とあり、夫木抄には作者を中納言家持卿としてゐる。

## ⑤ 日本古典文学大系<sup>54</sup>

【訓読文】託馬野に 生ふる紫草 衣に染め いまだ着ずして 色に出でにけり

【現代語訳】託馬野に生えている紫草を衣に染めて、未だ着ないうちに人に知られてしまった。(未だ恋の思いを遂げないのに自分の心を人に知られてしまった。)

【注釈】託馬野——託は名義抄にツクの訓があるのでツクマノと訓む。滋賀県坂田郡米原町に筑摩がある。一説、肥後国託麻郡(現在、熊本県飽託郡託麻村)。○紫草→二〇注(紫野)。○染め——シメ・ソメ、同義。○色に出づ——外に現われる。人に知られる。

上の五つの先行研究を見ると、「託馬」の訓み方としては「つくま」と「たくま」の二つがあり、④の澤瀉久孝氏が「たくま」と訓んでいる以外はいずれも「つくま」と訓んでいる。また、その所在地については、「つくま」と訓む場合は滋賀県坂田郡米原町筑摩、「たくま」と訓む場合は肥後国託麻郡が候補地とされている。

次の第2節では、まず「託馬=つくま」説の問題点を指摘し、続く第3節で「託馬=たくま」説の妥当性について検証する。

## 2. 「託馬=つくま」説の問題点

「託馬」を「つくま」と訓む唯一の根拠は、「託」という漢字に「つく」という訓読みがあること

である。実際、前節の①と⑤の注釈にも指摘されているように、名義抄（平安末期の漢和辞書）に「つく」の訓が記載されている。しかしながら、これだけでは「託馬」を「つくま」と訓む確たる根拠にはならない。なぜならば、すべての漢字には字音（音読み）があり、特に地名にはしばしば音読みによる表記が用いられているからである。

「託」という漢字について言えば、訓読みすれば「つく」であるが、音読みは「たく」である。そのことは「託」の字音が呉音・漢音ともに「たく」であることから明らかである（[6]、p.1626）。したがって、「託馬」は「つくま」とも「たくま」とも訓める。例えば、万葉集 3516 番歌の初句「対馬能祢波（対馬の嶺は）」や 3697 番歌の第二句「波都流対馬能（泊つる対馬の）」の「対馬」という原文表記は、長崎県の「つしま」島を表すものであるが、この表記の「対」は漢字の字音（呉音）「つゐ」に基づいたものである。だとすれば、「託馬」の場合も「託」を「たく」と音読みして「託馬＝たくま」と訓むことができる。問題は、395 番歌の場合「つくま」と「たくま」のいずれの訓み方が適切かということになる。

この点に関して、澤瀉久孝氏が（山田孝雄氏の「萬葉集講義」を引用して）前節の注釈④で述べていることが参考になる。澤瀉氏は「託馬を（従来のツクマという訓みから）タクマと訓み改める事はこの説（山田孝雄氏の説）によつて動かし難いであらう」と結論づけている。その根拠は二つある。第一の根拠は、和名抄の「託」を含む地名のうち、訓のある例として、

肥後国託麻郡の「託麻」	「たくま（多久萬）」
駿河有度郡託美郷の「託美」	「たくみ（太久美）」
石見国邇摩郡託農郷の「託農」	「たくの（多久乃）」
阿波国勝浦郡託羅郷の「託羅」	「たから（多加良）」

の四つがあるが、上から三つの「託」はいずれも「たく」である。最後の「託」は「たか」であるが、これは本来「たくら」だったものが発音のし易さから「たから」と訛って発音されるようになったものと思われる。なぜならば、「託」の字音はあくまでも「たく」であるから、もしこの地名が元から「たから」と発音されていたならば「託羅」と表記されるべき理由がないからである。また、

讃岐国三野郡託間郷の「託間」
筑前国怡土郡託杜郷の「託杜」（写本により「杜」を「社」に作るものもある）

の二つは訓を欠く例であるが、前者は「たくま」（[7]、p.60）、後者は「たこそ」と訓まれている（[8]、p.113）。後者の「たこそ」は本来「たこそ」（あるいは「たっこそ」と発音されていたものが発音のし易さから「たこそ」へ転訛したものだろう。このように、和名抄の地名表記においては「託」はすべて「たく」と訓まれており、「つく」と訓む例はない。

第二の根拠は、395 番歌の「託馬野に生ふる紫草」という表現から、「託馬野」は当時著名な紫草の産地だったと思われるが、延喜式の「交易雑物」の紫草の産地国を調べると、

甲斐 800 斤	相模 3700 斤	武蔵 3200 斤	下総 2600 斤
常陸 3800 斤	信濃 2800 斤	上野 2300 斤	下野 1000 斤
出雲 100 斤	石見 100 斤	大宰府 5600 斤	

とあり、この中に近江国は見当たらない。

以上の二点を主な根拠として、山田孝雄氏は「託馬野」を「たくまぬ」と訓み、その所在地を肥後国託麻郡と推定し、次のように述べている[9]（波線は著者）。

この託麻郡には今も託麻ヶ原と名づくる大平原ありて、稲作の沃野となりてあるが、或はこれらの地をいうならむか。この地より紫草を産したりといふ証なけれど、大宰府より貢せし五千六百斤の紫草の産は九州の某地にありしことは疑ふべきにあらず。以上は必ず然りと主張しうべき根拠を有するにあらねど、よみ方は根拠なく「ツクマヌ」と独断し去るべきものにあらざるを以て今「タクマヌ」とよみ、之を一の提案としてこれを示す。さて、今かくいはば、それを九州にしては甚だ遠きにすぎずやといふ異論或はあらむ。然れども次の歌（396番歌のこと、第3節を参照、著者注）は明かに陸奥といへり。これに対すれば、九州なりとても必ずしもよまざるにあらずと思はるるなり。

一方、澤瀉氏は山田氏の説に従って「託馬野」を「たくまの」と訓むことは動かし難いとしながらも、その所在地に関しては、「たくま」という地名が和名抄に讃岐三野郡の託間、伊予濃満郡の宅万、薩摩高城郡の託万などがあり、また民部式の「年料別貢雑物」の中に大宰府の紫草は「日向八百斤、大隅一千八百斤」とあり薩摩も肥後も見えないことから、なお考慮の余地があると述べている。

以上見てきたように、所在地はともかくとして、少なくとも「託馬」の訓み方については、すでに山田氏と澤瀉氏が具体的な根拠をあげ「たくま」と明確に結論づけている。にもかかわらず、最近の注釈書はこれらを無視し、ただ単に「託」の字に「つく」の訓読みがあるという大昔の根拠に従い、「つくま」と訓み続けて今日に至っている。ちなみに、田辺哲夫氏は山田氏の説を裏づける新たな根拠として、熊本県の阿蘇地方や水俣地方に紫草が現存すること、熊本市内の肥後国府推定地の近くに「託麻原」の地名が存在すること、その周辺に「紫ノ池」や「紫原」という地名が存在することなどを報告している[10]。

### 3. 「託馬＝たくま」説の妥当性

「託馬」の所在地の問題は後回しにして、まず訓み方について考えよう。この問題については、前節でも述べたように、すでに山田孝雄氏と澤瀉久孝氏が具体的な根拠をあげて「つくま」説を提唱しているが、最近の万葉学者はなぜかこれに従おうとしない。しかしながら、以下に示すように、従来とは異なる視点から、少なくともこの歌の「託馬」は「たくま」と訓まなければならないことを示すことができる。その手がかりは、この歌における初句「託馬野に」の役割について考えてみることである。そのためにまず、笠女郎が大伴家持に贈った三首を見てみよう。

03/0395 託馬野に 生ふる紫草 衣に染め いまだ着ずして 色に出でにけり

03/0396 陸奥の 真野の草原 遠けども 面影にして 見ゆといふものを

03/0397 奥山の 岩本菅を 根深めて 結びし心 忘れかねつも

今問題になっているのは最初の歌であるが、もしこの歌の初句「託馬野に」を通説のように「つくまのに」と訓むならば、この初句は歌全体の中で何の役割も果たしていないことになる。なぜならば、

この歌の文脈からすれば、紫草の産地がどこであるかを言う必要はまったくないからである。それなのになぜ、わざわざ初句と第二句の半分まで費やして「託馬野に生ふる」と言う必要があるのだろうか。「つくまのに生ふる」と訓んだのでは、この点がどうしても理解できないのである。

そこで比較のため、彼女の第二番目の歌、396 番歌を見てみよう。この歌の初句「陸奥の」は、395 番歌の初句「託馬野に」と同じく地名であるが、「陸奥の」の方は第三句「遠けども」の「遠い」を強く印象づけるために、当時日本国の最北端の地であった陸奥を初句にもって来ることにより、歌全体の中で効果的な役割を果たしている。次に第三番目の歌、397 番歌を見てみよう。この歌の初句「奥山の」は第二句の「岩本菅」の生えている場所を導く表現であるが、この場合も初句「奥山の」は、第三句「根深めて」を強く印象づけるために効果的な役割を果たしている。というのは、奥山に生えている岩本菅は厳しい環境に適応するために、平地の柔らかい土に生えている菅よりも根を長くしっかりと延ばして本体を支える必要があるからである。

このように、笠女郎が家持に贈った三首のうち第二番目と第三番目の歌については、初句の「陸奥の」と「奥山の」がいずれも、単に「真野の草原」と「岩本菅」の存在場所を表しているだけでなく、歌全体の中で別の効果的な役割を果たしている。だとすれば、残りの一首、395 番歌の「託馬野に生ふる」についても、単なる紫草の産地というだけでなく、何か別の意味が込められているに違いない。そこで改めて「託馬」を「たくま」と訓んでみると、「託馬野に」には類音によって「たくまぬに＝手組まぬに」の意が掛けられていることに気づくのである。その結果、初句の「託馬野に（手組まぬに）」は、結句の「色に出でにけり」と呼応して、暗に「まだあなたとは手も組んでいない間柄なのに... 色に出でしまいました」という気持ちを表し、また「手組まぬに...」という表現には、暗に「できることなら、あなたと手を組みたいのに...」という彼女の願いが込められている。このように、この歌には、彼女のこうした気持ちが、表向きの意味「託馬野に生えている紫草で染めた衣を、まだ着てもいないのに、色に出でしまいました」に重ねて詠み込まれているのである。おそらく、この歌が「譬喩歌」に分類されているのはこの掛け詞によるものだろう。

ちなみに、現代語の「～しないのに」を意味する「～ぬに」という表現は、万葉集には多数の用例がある。以下に一つだけ例を示す（カッコ内は原文）。

18/4083 常の恋 いまだ止まぬに（伊麻太夜麻奴尔） 都より 馬に恋来ば 荷なひ堪へむかも

この歌の第二句「いまだ止まぬに」は「(いつもの恋が) まだ治まらないのに (さらに都から馬で恋が運ばれて来たなら、これ以上背負い切れるでしょうか)」という意味である。

以上のことから、ほかの歌の「託馬」ならともかく、この歌の「託馬」は「つくま」ではなく「たくま」と訓まなければならない。そうすることによって初めて、笠女郎が家持に贈った三首の歌の初句がすべて、単に地名や場所としてだけでなく、それぞれの歌の文脈の中で別の効果的な役割を果たしていることが理解できるようになる。

ここで初句の原文「託馬野尔」を山田孝雄氏のように「たくまぬに」と訓むべきか、それとも澤瀉久孝氏のように「たくまのに」と訓むべきかについて補足しておきたい。すなわち、原文の「野」を「ぬ」と訓むか、「の」と訓むかの問題である。江戸時代の国学者たちや明治・大正の国語学者たちはすべて「ぬ」と訓んできた。しかし、橋本進吉氏による指摘以降、「野」は「の」と訓むのが定説となっている[11]。したがって、今までの議論ではとりあえず定説に従って「たくまのに」と訓んできたけれども、この定説（「野」を「の」と訓む）には疑問がある。

いま万葉集から「野原=field、plain」を意味する「野」の音仮名だけを抽出すると次のようになる。

奴... 2件	努... 22件	怒... 1件
能... 2件	乃... 1件	

上の結果を見ると、「野」の音仮名には五種類（奴、努、怒、能、乃）あるが、通説に従ってその「音」を分類してみると、万葉時代の「野」は次の三種類の音が混在していたことになる。

「ぬ」	... 2件（「奴」が2件）
甲類「の」	... 23件（「努」が22件、「怒」が1件）
乙類「の」	... 3件（「能」が2件、「乃」が1件）

ところが、馬淵和夫氏は「万葉時代の音韻」という論文の中で董同龢の『上古音韻表稿』を引いて、上の五種類の字音（万葉時代の頃の中国音）について次のように書いている[12]（波線は著者）。

<u>努（奴・怒と同音）</u>	<u>nāg (→ uo)</u>	模韻一等
能・乃	nōg (→ ai)	咍韻一等

これによれば、漢字の字音として「努」、「奴」、「怒」はいずれも同音で「ぬ」ということになる（「奴」の音が「ぬ」だから）。実際、漢和辞典「角川 大字源」を見ると、この三つの漢字の字音（呉音）はいずれも「ぬ」となっている（万葉集の音仮名は呉音体系）。したがって、甲類「の」の音（「努」や「怒」の音）は少なくとも万葉時代には実質的に「ぬ」だったことになる。だとすれば、音仮名で表記された万葉集の「野」の音は「ぬ」が25件、乙類「の」が3件という結果になる。したがって、この「ぬ」と「の」の割合から推測して、395番歌の初句原文「託馬野尔」の訓みは「たくまのに」であるよりも「たくまぬに」であった可能性の方がはるかに高いのである。ちなみに、日本書紀歌謡にも「野」を「奴」の音仮名で表記した確例が2件存在する。78番歌の「伊勢の野の（伊制能奴能）」と96番歌の「野つ鳥（奴都等唎）」である。また、現在の長野県の旧国名は古事記では「科野」、万葉集では「信濃」と表記されているが（日本書紀も同様）、万葉集の「濃」は「ぬ」の音仮名であるから、「信濃」は古くは「しなぬ」と発音されていたことは疑いなく、したがって古事記の「科野」も「しなぬ」であり、これは先に示した結論（「野」の古音は「ぬ」）と合致するのである。

以上の結論に従えば、少なくとも万葉時代には「託馬野に」は「たくまぬに」と発音されていた可能性が高く、「託馬野に」に「手組まぬに」が掛けられているとする本論文の立場としても「たくまぬに」と訓む方が望ましいけれども、もし仮に通説に従い「野」を「の」と訓み、「たくまのに」と訓んだとしても、類音によって「たくまぬに=手組まぬに」を連想することは疑いないから、結果的にはいずれの訓み方でも「託馬野に」に「手組まぬに」が掛けられているという結論は動かないだろう。そこで以下では、便宜上、甲類「の」と乙類「の」を単に「の」と表記する通説の慣習に従い、「託馬野」を「たくまの」と書いて話を進めることにする。

さて次に、「託馬野」の所在地について検討しよう。第2節で述べたように、山田孝雄氏は「託馬」の訓み方を従来の「つくま」から「たくま」に改めた上で所在地を肥後国託麻郡に比定したが、その根拠については「この地より紫草を産したりといふ証なけれど…」と断った上で状況証拠を述べるに

留まっている。また、澤瀉久孝氏は「託馬」を「たくま」と訓む点は山田氏と同じであるが、「たくま」という地名は肥後国託麻郡のほかにも、讃岐三野郡の託間、伊予濃満郡の宅万、薩摩高城郡の託万などがあり、いずれも紫草の産地である確証がないことから、「託馬野」の所在地についてはなお考慮の余地があると述べている。

ところが、この問題は、少なくとも現時点では考古学的に完全に解決済みである。平城京跡から「筑紫大宰進上肥後国託麻郡…子 紫草」という木簡が出土し、肥後国託麻郡がまさに奈良時代初期（万葉集の時代）に紫草の産地であったことが直接証明されたのである。おそらく、395 番歌の作者である笠女郎は肥後国託麻郡から（大宰府経由で）奈良の都に貢納されてきた肥後産の紫根（紫草の根）で衣を染めたのであろう。彼女が紫草を採取するためにわざわざ産地まで足を運んだと考える必要はない。例えば、滝川政次郎氏が言うように「詠み人が足畿外に出ることの稀である婦人であることを考えれば、後説を長としなければならない」とする理由はないのである（[13]、p.497）。ここで「後説」とは「託馬=つくま=近江国の筑摩」説のことを指している。なお、奈良文化財研究所の木簡データベースを引くと、上記の木簡のほかにも、大宰府跡から出土した木簡から、筑紫国の怡土郡・糟屋郡・岡賀郡、豊後国の海部郡、肥後国の合志郡・山鹿郡なども紫草の産地だったことがわかる。

以上の議論で「託馬野」の訓みと所在地の問題はほとんど解決したと思うが、最後に、念のため、「託馬野」を「つくまの」と訓み、その所在地を滋賀県坂田郡米原町筑摩に当てる説はそもそも無理であることを示そう。それは紫草の植物学的な特質から明らかとなる。10 余年にわたりムラサキ（紫草のこと）を研究してきた大滝末男氏は、その著書「ムラサキの観察と栽培」の中でいろいろな資料と直接自ら探索して観察した結果に基づいてムラサキの自生地の分布図を作成し（次ページの図を参照）、次のように述べている（[14]、p.19-21）（波線は著者）。

自生地に共通していえることは、いずれも火山地帯の山麓とか石灰岩（カルスト）台地の草原地帯であるということである。なお、新潟県以西から山陰一帯にかけての、雨量の多い裏日本側には、ほとんど自生地が見られないのが注目される。結局、生態学的には次のようなことがいえる。

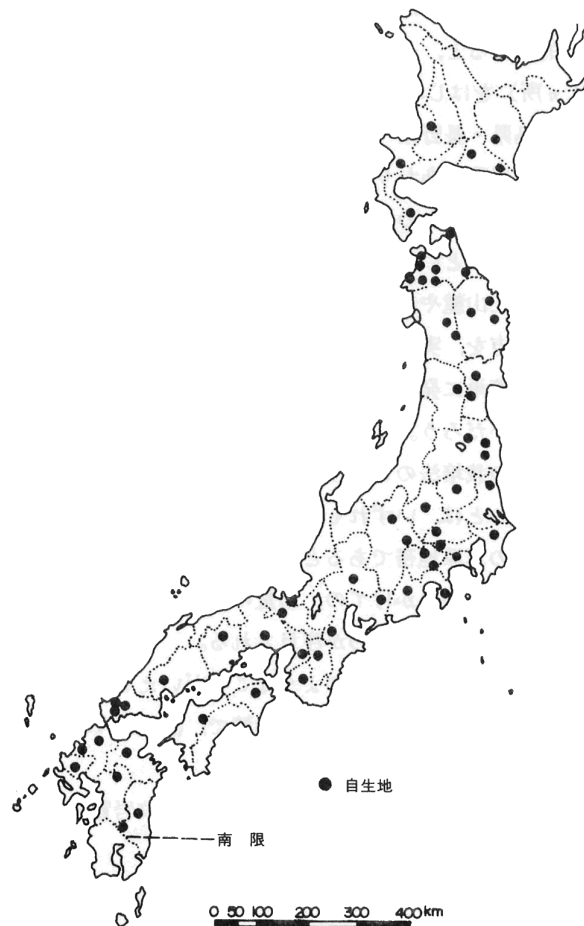
- a. 都会から離れた火山地帯の山麓で、海拔が 100~1000m ぐらいのところ。
- b. 土質は粘土質でなく、石灰岩または蛇紋岩質で、砂礫の多いところ。
- c. 地下水が低く、傾斜度が 10~50° あり、排水のよい傾斜地である。
- d. 西日の日照時間が短い斜面で、疎林がみられるような、やや日当りのよいスキが原に多いところ。
- e. 空気が清浄で、温度の日変化がみられ、寒さにはかなり強い性質をもっていること。

上記のような共通的条件下のみられる山地で、ムラサキはひっそりと点在して生育している山草であるといえるだろう。

ムラサキ自生地の分布図を見ると、近江国には自生地を示すマークが付いていない。もっとも、この分布図は奈良時代のものではないから、これだけを根拠に近江国にムラサキが自生していなかったと結論づけることはできない。しかしながら、少なくともこの分布図はどういう土地がムラサキの生育に適しているかの参考資料にはなるだろう。ちなみに、近江国の「筑摩」の地は古代律令制下では坂田郡朝妻郷のローカルな地で（[15]、p.871）、現在の天野川河口付近のほぼ標高 0m の地域であり、上で大滝氏がムラサキの自生地の条件としてあげている 5 つの条件のうち、「a. 火山地帯の山麓で海拔が 100~1000m ぐらいのところ」と「c. 地下水が低く傾斜度が 10~50° あり、排水のよい傾斜地」



の二つの条件に完全に違反している。すなわち、近江国の筑摩の地はムラサキの生育には適さないのである。



以上はムラサキの「自生地」に関することであるが、今度はその「栽培」について見てみよう。ムラサキの栽培について大滝氏は次のように述べている ([14], p.24) (波線は著者)。

邦産ムラサキを愛好する人は実に多いが、栽培はすこぶる困難な植物であることだけは間違いはない。むずかしいがゆえに多くの人から大切にされ愛されるのかもしれない。いままで、多くの人たちがムラサキの種子や株を入手しても 2年以上栽培を続け、繁殖に成功した人は皆無に近いだろう。そう断言しても決して過言でないかと思う。ムラサキはそれほど栽培が困難な植物である...

また「(邦産ムラサキは) 栽培植物としては、すこぶる至難なもので、その点、天下一品で、おそらくムラサキの右に出るものはないように思われる」とも述べている ([14], p.26)。このように、ムラサキの栽培には高度な知識や経験と適した土地が必要であり、ムラサキを入手すること自体がきわめて困難であったからこそ、古来紫色は天皇のような特に高い身分の人だけに許された、いわゆる禁色(きんじき)としての扱いを受けたのであろう。このことは、江戸時代のムラサキの紫根の価格が同じ重さの米価と比較した場合、約 75 倍だったことから裏づけられる ([14], p.39)。

これまでに述べてきたことを念頭におきながら、話を 395 番歌に戻すと、この歌には「託馬野」に生えている紫草で衣を染めたとあるから、この紫草は野山に自生しているものではなく、おそらく栽

培されたものであろう。なぜならば、一つの着物を染めるためには多量の紫根（紫草の根）を必要とするが、野生にひっそりと点在している紫草を何本か探し求めてきて染色用とするには量的に無理があるからである。実際、大滝氏は「野生状態のムラサキは決して群生するような野草ではないと断言できる」と述べている ([14], p.4)。だとすれば、ただでさえ栽培が困難な紫草を、よりによって紫草の生育に適さない近江国の「筑摩」の地を選んで栽培が行われていたなど、とても想像できる話ではない。よって、395 番歌の「託馬野」を「つくまの」と訓み、この所在地を滋賀県坂田郡米原町筑摩に当てる通説は、紫草の植物学的特質から見て、そもそも無理な説だったのである。おそらく「託馬=つくま」説に何ら疑問を抱かなかった一部の万葉学者たちは、紫草をその辺の野山にたくさん生えている普通の草と同じ程度にしか考えていなかったのではなかろうか。

#### 4. おわりに

本論文では、万葉集395番歌の初句に登場する「託馬野」の訓み方とその所在地について再検討を行った。その結果、「託馬」という地名は、山田孝雄氏が今から約80年前に「萬葉集講義」で提案したように、「たくま」と訓み、その所在地を肥後国託麻郡に比定するのが最も妥当であるという結論に至った。この結論を裏づけるために、新たに三つの根拠を提示した。第一に、395番歌の初句「託馬野に」には「たくまぬに=手組まぬに」が掛けられており、通説のように「つくまのに」と訓んだのでは意味をなさないこと。第二に、平城京跡出土木簡により奈良時代初期に肥後国託麻郡で栽培された紫草が都に貢納されていた事実が判明したこと。第三に、紫草の植物学的特質から、通説とされている滋賀県坂田郡米原町筑摩の地は紫草の生育や栽培には適さず、ここで衣を染めるのに必要な量の紫草が栽培されていた可能性は極めて低いこと。以上、本論文で示した結論が適切と言えるかどうか、多くの方々のご批判をあおぎたい。

#### 参考文献

- [1] 「萬葉集 一」、新日本古典文学大系、岩波書店、p.257、1999 年。
- [2] 「萬葉集①」、新編日本古典文学全集、小学館、p.227、1994 年。
- [3] 「万葉集 原文付全訳注 (一)」、中西進、講談社文庫、p.227、1978 年。
- [4] 「萬葉集注釋 卷第三」、澤瀉久孝、中央公論社、pp.447-449、1958 年。
- [5] 「萬葉集 一」、日本古典文学大系、岩波書店、pp.192-193、1957 年。
- [6] 「大字源」、尾崎雄二郎ほか編、角川書店、1992 年。
- [7] 「香川県の地名」(日本歴史地名大系 38)、平凡社、1989 年。
- [8] 「福岡県の地名」(日本歴史地名大系 41)、平凡社、2004 年。
- [9] 「萬葉集講義 第三卷」、山田孝雄、寶文館、p.682-686、1937 年。
- [10] 田辺哲夫、託馬野、古代文学、第 94 卷、pp.10-12、1980 年
- [11] 「国語音韻の研究」、橋本進吉、岩波書店、pp.157-160、1968 年。
- [12] 馬淵和夫、万葉時代の音韻、「万葉集必携 別冊国文学 No.3」、学燈社、pp.20-37、1979 年。
- [13] 滝川政次郎、「第三章 あかねさす紫野の歌」、万葉律令考、東京堂出版、pp.492-503、1974 年。
- [14] 「ムラサキの観察と栽培」、大滝末男、ニュー・サイエンス社、1982 年。
- [15] 「滋賀県の地名」(日本歴史地名大系 25)、平凡社、1991 年。